

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	危機管理課
○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正	県民生活環境課
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正	福祉保健課
・長崎県知事管理漁獲可能量の変更	漁業振興課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	〃
・林業・木材産業改善資金収納事務委託	林政課
・道路の区域変更	道路維持課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	危機管理課
・大規模小売店舗の変更事項届出(9件)	経営支援課
・土地改良区定款変更認可	農村整備課
・測量の終了	建設企画課
・都市計画の図書の縦覧	都市政策課
◎ 公安委員会告示	
・警備員指導教育責任者講習の実施	生活環境課
・警備員等に対する検定の実施	〃
◎ 人事委員会規則	
○令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	人事委員会事務局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第364号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
業務番号 4危管再第1号
業務名 長崎県防災情報システム再整備業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格要件
- 入札参加にあたっては、単独で参加する場合のほか、共同企業体として参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体として参加する場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていること。
- (1) 単独参加の場合の資格要件
 - ㍿ 本件入札への共同参加を行っていない者
 - ㍿ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - ㍿ 過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）に、都道府県又は政令指定都市において、本件と同種かつ同規模以上の防災情報システムに係る構築及び運用保守の履行実績を有すること（運用保守が構築業務と一括契約又は長期契約の場合、単年度以上の履行実績があること）。
※「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。
 - a) 3,000万円以上
 - b) 3,000万円未満1,000万円以上
 - c) 1,000万円未満
 - (2) 共同企業体の場合の資格要件
 - ㍿ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。ただし、出資比率が最大の構成員が複数ある場合は、そのいずれかの者であること。
 - ㍿ 共同企業体の構成員の全てが(1)の㍿の要件を満たしていること。
 - ㍿ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)の㍿の要件を満たしていること。
 - ㍿ 共同企業体の各構成員が、本件入札への単独又は他の共同企業体の構成員として参加を行っていないこと。
 - ㍿ 受託する場合は、共同企業体の構成員全てが契約の当事者となること。
 - ㍿ 共同企業体協定書（第13号様式）を締結していること。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和4年6月13日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参、又は郵送（書留郵便により令和4年6月13日必着）し提出すること。

ア 誓約書（第2号様式）

イ 印鑑届（第3号様式）

ウ 口座振替申込書（第4号様式）

エ 共同企業体にあつては共同企業体協定書（第13号様式）

オ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

カ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

キ 県税に関し未納がないことを証する証明書

ク 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「キ」及び「ク」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」

※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありせん。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

ケ 当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式）

コ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県危機管理監危機管理課（防災対策・施設班）

（電話）095-895-2143（直通）

（FAX）095-821-9202

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第365号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年長崎県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 生活衛生課関係					別表（第2条関係） 生活衛生課関係						
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者
1～4 略					1～4 略						
	5 略					5	ながさきコロナ対策飲食店認証制度補助金	県内飲食店における新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底強化を図る。	ながさきコロナ対策飲食店認証制度の取得に向けた適正な感染防止対策を講じるための設備投資等に要する経費	10分の10以内。ただし、1店舗当たり10万円を限度とする。	知事が適当と認め、飲食業を営む事業者等
	6	ながさきコロナ対策飲食店認証店利用促進事業補助金	ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証店への来店者が飲食代金に利用できるクーポン券を付与する経費	10分の10以内。ただし、令和4年3月までに認証を取得した飲食店は1店舗当たり10万円、令和4年4月～8月の間に認証を取得した飲食店は、7万5,000円を限度とする。	ながさきコロナ対策飲食店認証店	6	略				

長崎県告示第366号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療人材対策室関係						別表（第2条関係） 医療人材対策室関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～20 略						1～20 略					
21	長崎県看護職員等処遇改善事業補助金	地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関において働く看護職員等の処遇改善を図る。	看護職員等の処遇改善を行うために必要な経費等	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	別に定める医療機関						
長寿社会課関係						長寿社会課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～20 略						1～20 略					
21	長崎県介護職員等処遇改善支援事業補助金	介護職員等の処遇改善を図る。	介護職員等の処遇改善を行うために必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	民間事業所						
障害福祉課関係						障害福祉課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～50 略						1～50 略					
51	知的障害者理解啓発事業補助金	知的障害者が暮らしている地域の人々が、知的障害の理解を得るための研修の受講及び疑似体験プログラムを体験するとともに、各地区において将来的に啓発活動の拠点団体となる「キャ	補助対象者が地域住民を対象として実施する、知的障害の疑似体験を行う研修及びキャラバン隊の結成支援事業に要する経費	10分の10以内	一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会						

		ラバン隊」の結成を支援することで、障害への理解促進を図る。			
52	長崎県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等において、サービスの継続に必要な経費を補助することにより、必要な障害福祉サービス等の継続を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 障害福祉サービス施設・事業所のサービス継続支援事業 (2) 障害福祉サービス施設・事業所との協力支援事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	社会福祉法人等
53	長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金	福祉・介護職員等の処遇改善を図る。	福祉・介護職員等の処遇改善を行うために必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	民間事業所

長崎県告示第367号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和4年長崎県告示第269号）の一部を次のとおり変更し、令和4年5月27日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>886.300トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>184.600トン</u> 【するめいか】 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>728.900トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>173.300トン</u> 【するめいか】 現行水準
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の知事管理漁	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の知事管理漁

獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 46.517 トン 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 825.311 トン 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 54.775 トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 126.998 トン 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準	獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 41.289 トン 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 673.139 トン 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 51.947 トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 118.526 トン 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準
---	---

長崎県告示第368号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

鷹島阿翁加入区

長崎県告示第369号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
諫早市貝津町1122番地6
長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春
- 3 委託事務
林業・木材産業改善資金に係る償還金の収納事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 神ノ浦港長浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市神浦下大中尾町字惣兵衛屋敷西平208番5地先から 官公有無番地先（長崎市神浦下大中尾町字惣兵衛屋敷西平 209番2）まで	前	11.4～34.7	38.0	
	後	10.8～16.0	38.0	

公 告

一般競争入札の実施（公告）

長崎県防災情報システム再整備業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 4危管再第1号
- (2) 業務名 長崎県防災情報システム再整備業務委託
- (3) 業務の仕様等 入札説明書による。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 履行場所 入札説明書による。
- (6) 業務概要 入札説明書による。
- (7) 入札の方法等

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項の規定による総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 1回目の入札書の提出方法は郵便（一般書留又は簡易書留）とする。なお、提出場所等については、8の入札書の提出場所及び受領期限等による。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者の責に帰すことができない特別な理由による郵便遅延が発生した場合は、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

エ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行う場合がある。このため、再度、再々度の入札に参加する意思のあるものは、必ず開札に立ち会うこと。なお、立ち会う際には、一般競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和4年長崎県告示第364号）に係る資格審査結果通知書又はその写しを開札会場で提示すること。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 競争入札の参加者の資格等（告示）（令和4年5月27日付け長崎県告示第364号登載）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の(1)の開札日時までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の(1)の開札日時までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県危機管理監危機管理課（防災対策・施設班）
（電話）095-895-2143
（FAX）095-821-9202

なお、県ホームページからも入手することができる。

- (2) 提出期限、提出方法等
- ア 提出期限
令和4年6月13日（月）午後5時までとする。
- イ 提出方法
(1)の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）によりアの提出期限内必着とする。
- ウ 申請に関する問合せ先
(1)の部局とする。
- 4 入札参加条件
当該業務を確実に履行できると認められた者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できるものであること。
- 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県危機管理監危機管理課（防災対策・施設班）
(電話) 095-895-2143
(FAX) 095-821-9202
- 6 入札説明書の交付方法等
- (1) 入札説明書の交付
- ア 期間 この公告の日から令和4年6月13日（月）までの間の午前9時から午後5時まで
- イ 場所 5の部局とする。なお、県ホームページから入手することもできる。
- (2) 入札説明書等に対する質問
- ア 提出期間 この公告の日から令和4年6月15日（水）午後5時まで（必着）
- イ 提出先 5の部局とする。
- (3) 質問に対する回答
- ア 回答期限 令和4年6月24日（金）まで
- イ 回答方法
本入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者に電送（ファクシミリ）にて回答する。
- (4) その他
- ア 入札説明会を行わない。
- イ 入札説明書等に対する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で行うこととするが、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送（ファクシミリ）も可とする。ただし、電送後直ちに原本を郵送すること。なお、質問者は郵送又は電送（ファクシミリ）を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。
- ウ 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問の提出期間後の質問は受け付けない。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出先及び受領期限等
- (1) 提出先 長崎県危機管理監危機管理課
- (2) 受領期限 令和4年7月21日（木）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便により受領期限内必着のこと）で行うこと。
- (4) 入札書について
- ア 入札書の首標金額は訂正することができないこと。
- イ 入札書の提出後は、書換え、撤回することができないこと。
- ウ 入札書の宛名は「長崎県知事 大石賢吾」とすること。
- エ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。
- オ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- カ 1回目の入札書の提出（郵送）については、下記のとおり2重封筒で提出すること。

- ㉞ 内封筒には入札書のみを入れ、封かんの上、封筒に委託業務番号、委託業務名、開札日、商号又は名称及び代表者名を記入すること。
 - ㉟ 外封筒には、「入札書を入れた内封筒」を入れ、封かんの上、封筒の表面又は裏面に開札日、委託業務番号、委託業務名、商号又は名称、代表者名、担当者の所属、担当者の氏名及び連絡先（電話及びFAX）を記入すること。
 - ㊀ 内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、十分注意すること。
 - ㊁ 入札書の「年月日」欄には入札書を作成した日又は郵送した日を記入すること。
- キ 1 回目入札書の提出については代理人による入札を認めないこと。
- ク 2 回目以降の入札書の提出（開札会場で直接提出）は、郵送でなく、直接提出すること。
- ケ 2 回目以降の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

9 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和4年7月22日（金）午前10時00分
- (2) 開札場所 長崎県庁702会議室（長崎市尾上町3番1号）
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

10 技術提案書の提出期限及び場所

- (1) 期限 令和4年7月6日（水）午後1時
- (2) 場所 5の部局に直接持参、又は郵送（書留郵便により期限内必着のこと）すること

11 提案者によるプレゼンテーションの実施

- (1) 日時 技術提案書提出者に別途通知する。
- (2) 場所 技術提案書提出者に別途通知する。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約と同種かつ同規模以上の契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

- ㉞ 3,000万円以上
- ㉟ 3,000万円未満1,000万円以上
- ㊀ 1,000万円未満

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約と同種かつ同規模以上の契約を2件以上履行し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること。

- ㉞ 3,000万円以上
- ㉟ 3,000万円未満1,000万円以上
- ㊀ 1,000万円未満

13 2回目以降の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

2回目以降の入札者が代理人である場合は、委任状（第7号様式）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 最低制限価格 設定しない

16 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点と入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

- (2) 技術評価点は、「長崎県防災情報システム再整備業務委託技術提案書審査委員会」が提案内容を評価した点（以下「審査点」という。）と運用保守業務経費（ライフサイクルコスト）に対する評価点（以下「LC点」という。）の合計点（1,800点）とし、審査点の合計が750点に満たない場合は失格とし、総合評価点は与えない。

また、「機能要件一覧表（別添第1号）」における必須項目（「必須/任意」の欄に「必須」と記載された項目）の実現性欄において、1つでも「×」がある場合は失格とし、総合評価点は与えない。

- (3) 価格評価点は、600点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受ける事が明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかになった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

17 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

18 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

19 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Please see attached information
- (2) Fulfillment period:
March 31, 2023
- (3) Fulfillment place :
Please see attached information
- (4) Time-limit for the submission of tender by registered mail:
5:00pm, July 21, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender :
10:00a.m. July 22, 2022
- (6) Point of Contact :
Crisis Management Division,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2143

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ小江原店
長崎県長崎市小江原町5番1外2筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (3) 変更した事項
 - ①大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社中村ストア
(変更後) 株式会社エレナ
 - ②大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 中村 國昭
(変更後) 代表取締役 中村 憲治
 - ③大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (4) 変更の年月日
令和4年3月7日 外

2 届出年月日

令和4年5月12日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ矢上店
長崎県長崎市矢上町22番2外1筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社中村商事 代表取締役 中村 國昭
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前)長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後)長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (4) 変更の年月日
令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月12日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ三和店
長崎県長崎市布巻町字瓜生川987番地1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社中村商事 代表取締役 中村 國昭
長崎県佐世保市大塔町8番地2

- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (4) 変更の年月日
令和4年3月7日
- 2 届出年月日
令和4年5月12日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ日見店
長崎県長崎市宿町3-17 外1筆
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2
 - (3) 変更した事項
 - ①大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) エレナ東長崎店
(変更後) エレナ日見店
 - ②大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社中村ストアー
(変更後) 株式会社エレナ
 - ③大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 中村 國昭
(変更後) 代表取締役 中村 憲治
 - ④大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2
 - (4) 変更の年月日
令和4年3月7日 外
- 2 届出年月日
令和4年5月12日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐世保藤原町複合商業施設
長崎県佐世保市藤原町352番6 外

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウステンボス
長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1 外62筆

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス鹿町店
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦259番1 他
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス中里店
長崎県佐世保市上本山町869-1 外4筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス日野店
長崎県佐世保市日野町1938-1 他
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月23日総代会議決）を認可した。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 小ヶ倉ため池土地改良区
認可年月日 令和4年5月17日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、壱岐振興局長から公共測量（木田地区測量業務委託）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
壱岐市郷ノ浦町	令和4年5月2日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、

同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
佐世保都市計画地区計画（母ヶ浦町(3)地区計画） （佐世保市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月27日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- 2 講習の種別
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - (2) 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）
- 3 実施期日
 - (1) 新規取得講習
令和4年7月4日（月）から同月8日（金）まで、同月13日（水）及び同月14日（木）の7日間
 - (2) 追加取得講習
令和4年7月8日（金）、同月13日（水）及び同月14日（木）の3日間
- 4 実施場所
長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館
- 5 受講定員
 - (1) 新規取得講習
15人
 - (2) 追加取得講習
5人
- 6 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
次のいずれかに該当する者
 - ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則

第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和4年6月1日(水)から同月10日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

㊦ 受講申込書(申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

㊦ 受講申込書(申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

㊧ 1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のaからeまでに掲げる書面 1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

(2) 納付方法

受講申込み時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2-21-211

10 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、講習を中止する場合がある。

(2) 講習関係

- ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。
- イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
- ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(3) 問合せ先

- ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第25号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月27日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
空港保安警備業務 1級	令和4年9月1日（木）午前9時から午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
空港保安警備業務 2級	令和4年9月2日（金）午前9時から午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも10人

3 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

- ㍿ 警備業務に関する基本的な事項
- ㍿ 法令に関すること。
- ㍿ 乗客等の接遇に関すること。
- ㍿ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- ㍿ 空港に関すること。
- ㍿ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- ㍿ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ㍿ 乗客等の接遇に関すること。
- ㍿ 手荷物等検査に関すること。
- ㍿ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- ㍿ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和4年6月13日(月)から同月24日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)
 - b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面
- (オ) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

イ 空港保安警備業務2級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

- (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
- (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (エ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- 7 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料
空港保安警備業務1級、2級いずれも16,000円
- (2) 納付方法
検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。
- 8 合格発表
各検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。
- 9 その他
- (1) 新型コロナウイルス感染症関係
新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。
- (2) 検定の共同実施
この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
- (3) 持参する物
検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り）すること。
- (4) 問合せ先
ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

人事委員会規則

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

令和4年5月27日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第17号

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第3号。以下「改正条例」という。）附則第2項及び第3項の規定に基づき、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（改正条例附則第2項の適用を受けない職員）

第2条 改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 令和3年12月1日において、会計年度任用職員として任用されていた者
- (2) 令和3年12月1日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員であった者
- (3) 令和3年12月に他の地方公共団体等の職員として期末手当を支給された者で、職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）第22条第1項第2号の適用を受けない者

（派遣職員の取扱い）

第3条 令和3年12月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年長崎県条例第4号）第2条第1項に基づき派遣されていた職員について

は、改正条例附則第2項の適用を受けるものとする。

(端数計算)

第4条 改正条例附則第2項に規定する基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校モノクロプリンタ出力サービス業務委託について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

長崎県立大学シーボルト校モノクロプリンタ出力サービス業務

(2) 委託業務の特質等

入札説明書等による。

(3) 契約期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 設置場所

長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1）

(5) 入札の方法

前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年6月7日（火）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる設置しようとする機器の機能等証明書を、令和4年6月8日

(水) 17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務を担当する部局

(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
(電話) 095-813-5500 (FAX) 095-813-5220

6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和4年6月7日(火)17時00分までの間(大学の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和4年6月14日(火) 11時00分開始

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 設置予定機器が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理

人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

13 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書等による。

(3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト